

保証料の上乗せで**経営者保証が不要**となる 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証

令和6年3月15日～令和9年3月31日（保証申込受付期間）

ご利用いただける方

次の（１）～（５）をすべて満たす法人※¹

- （１）過去２年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- （２）直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- （３）次のいずれかを満たすこと
 - ① 直前決算において債務超過でない※²
 - ② 直前２期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない※³
- （４）次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- （５）保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

※¹ 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、（１）、（２）および（３）は問いません。
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合（３）は問いません。

※² 貸借対照表において「純資産の額 ≥ 0 」となること。

※³ 損益計算書において「経常利益+減価償却 ≥ 0 」となること。

保証料率

上記（３）①および②の**いずれも**満たす場合

➔ 各信用保証協会所定の保証料率に**0.25%上乗せ**

上記（３）①または②の**いずれか一方**を満たす場合、または法人の設立後２事業年度の決算がない場合

➔ 各信用保証協会所定の保証料率に**0.45%上乗せ**

保証料補助

上乗せとなる**保証料**に対して国から保証申込日に応じて以下のとおり**補助**があります

- 令和6年3月15日から令和7年3月31日まで **0.15%**
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで **0.10%**
- 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで **0.05%**

※ 条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります。

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 制度概要

保証限度額	8,000万円 ※セーフティネット保証 4号、5号の場合は別枠8,000万円		
責任共有制度	責任共有対象 ※セーフティネット保証 4号の場合は責任共有対象外		
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	一括返済、分割返済	融資利率	金融機関所定利率
担保	不要	保証人	不要
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間1年以内）		
添付書類	信用保証協会所定の申込書類のほか、次の書類が必要 事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書		

※ 金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

本店 TEL.054-252-2121 〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル5階	浜松支店 TEL.053-458-1212 〒430-8666 浜松市中央区田町330-5 遠鉄田町ビル6階	沼津支店 TEL.055-926-0100 〒410-8691 沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館3階
---	---	--

Web
相談



ホームページで
Web相談受付中！



友だち追加は
こちらから！ または

ID検索
▼
@cgcs-shizuoka



あなたの事業を応援するパートナー
静岡県信用保証協会